

重要事項説明書 令和8年1月1日改定
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 大桜会
代表者名	理事長 池上 定子
本社の所在地・電話	さいたま市見沼区南中野29 048-688-8700
業務の概要	介護老人福祉施設(2)、短期入所生活介護(2)、通所介護(2)、訪問介護、居宅介護支援事業所(2)等の運営 在宅介護支援センター、地域包括支援センター等の業務委託運営
事業所数	11事業所

2 事業所の概要

事業所名	さいたま市北区東部圏域 地域包括支援センター諏訪の苑
所在地	さいたま市北区本郷町348-2
事業所指定番号	第 1106500042 号
管理者・連絡先	管理者 永松 幸子 048-662-7600
サービス提供地域	今羽町、本郷町、土呂町、盆栽町、植竹町、東大成町、見沼

3 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	常勤兼務職員 1名
保健師等	常勤職員 1名
主任介護支援専門員	常勤職員 3名
社会福祉士等	常勤職員 2名
介護支援専門員等	常勤職員 1名
地域支え合い推進員	常勤職員 1名

4 営業日・営業時間

営業日	営業時間
年中無休	9:00~18:00

※ 12月31日から1月3日は休業します。

※ 18:00~翌9:00までは夜間受付となり法人本部へ転送電話対応となります。

5 利用料金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により、給付制限を受けた場合は、法定で定められた料金をいただきます。

サービス内容
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費
初回加算
委託連携加算

- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

6 事業所のサービスの方針等

【運営理念】 ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (3) 介護予防支援ケアマネジメントは、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、さいたま市、関係区役所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- (6) 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）「さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例」（平成26年12月22日公布。さいたま市条例82号）を遵守します。
- (7) サービス利用にあたり担当者に接待、贈答等は不要です。

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡をとります。また医療機関に当該利用者に関わる担当者の氏名、連絡先をお伝えください。※実行性を高めるため、日頃から介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険被保険者証、お薬手帳等を合わせて保管してください。

	医療機関名
医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

8 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービス計画原案において、担当者へ複数の指定居宅サービス事業者及び、総合事業サービス提供者等を紹介するよう求める事と、サービス計画原案に位置づけたサービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。

9 秘密の保持

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する事を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。また、正当な理由がある場合、事前の同意を文書により得た上で、利用者及びその家族の個人情報を用いることができものとします。

10 虐待防止

事業者は、利用者の人権・虐待等の防止のため、職員に対する研修の実施、その他虐待防止のために必要な処置を講じます。また、事業者は、サービス提供中に当該事業所職員または養護者(家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に報告します。

11 感染症、非常災害の対応力強化

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的の実施します。また、感染症予防及びまん延防止のための指針整備、研修及び訓練を定期的の実施します。

12 業務の委託

委託の有無:有

事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業者に委託する場合は、事前に利用者にもその意思を伝え、居宅介護支援事業者に事業を委託するうえで必要な個人情報及び委託する事業の内容を明らかにし、その情報を提供すること及び介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを委託することについて同意を得るものとします。

13 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にお申し出ください。

当事業所苦情相談窓口	電話番号	048-662-7600
	FAX番号	048-662-7608
	責任者	管理者 永松 幸子
	対応時間	9:00~18:00

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

さいたま市介護保険課	電話番号	048-829-1264
さいたま市北区高齢介護課	電話番号	048-669-6068
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号	048-824-2568

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業者名】 社会福祉法人 大桜会
さいたま市北区東部圏域
地域包括支援センター諏訪の苑
(指定登録番号) 1106500042

【説明者】 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

【利用者】 _____

【代理人】 _____